

令和5年度 留守家庭児童育成センター常勤指導員 募集要項

1. 受験資格

次のいずれかに該当する者。(資格・免許等は採用時点での取得見込みで可)

- (1) 社会福祉士資格取得者
- (2) 保育士資格取得者
- (3) 幼稚園教諭免許、小学校・中学校・高等学校等の教員免許取得者
- (4) 高等学校卒業以上で、二年以上児童福祉事業に従事したもの

2. 業務内容

西宮市立留守家庭児童育成センターでの児童の生活指導業務等 (※「別紙」参照)

3. 採用年月日及び予定人員

令和6年4月1日付採用 (令和6年3月以前の採用は応相談)

4. 採用試験

(1) 試験内容

筆記試験[小論文]及び面接試験

(2) 試験日時

令和5年9月30日(土)

筆記試験：午前10時00分～(1時間程度)

面接試験：午前11時30分～開始予定(筆記試験時、各自に面接時間を通知)

※応募者多数の場合は、面接日時が変更になる可能性があります。

(3) 筆記試験会場 西宮市総合福祉センター 本館2階 研修室1

面接試験会場 西宮市総合福祉センター 本館2階 研修室2

西宮市染殿町8-17 TEL (0798) 36-7127

5. 受験申込み手続き

(1) 受付期間 令和5年9月4日(月)～令和5年9月25日(月)

＝ただし、土・日曜日・祝日を除く＝

(2) 受付時間 午前9時～午後5時

(3) 提出書類 各1通(枚) [提出書類の返却はありません]

- ① 常勤指導員採用試験申込書(本会所定用紙)
- ② 履歴書(本会所定用紙)
- ③ 受験票(本会所定用紙)
- ④ 写真(3ヵ月以内に撮影、上半身無帽で②③に貼付のこと) ※スナップ写真不可
- ⑤ 社会福祉士、保育士資格証明書、幼稚園教諭免許、小学校・中学校・高等学校等の教員免許の写し(氏名変更した者は、変更後の免許もしくは戸籍抄本等の写しを添付) または、児童福祉事業の二年以上の実務経験(見込)証明書(本会所定用紙)
※見込みの場合は、資格取得見込証明書
- ⑥ 試験結果通知用封筒(長3封筒に宛名を明記し、84円切手を貼付したもの)

(4) 郵送申込み

郵送による申込みは、上記の提出書類とは別に受験票返送用の封筒(長3封筒に宛名を明記し、84円切手を貼付したもの)を同封し、令和5年9月25日(月)午後5時までに必着のこと。

(5) 申込み場所並びに問合せ先

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課

〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター1階 TEL (0798) 36-7127[直通]

6. 採用条件

合格者は、採用に際して健康診断書の提出が必要です。

健康診断に異常が認められなければ、令和6年4月1日採用の予定です。

7. 待遇及び勤務形態

- (1)報酬月額 211,200円(時給換算 1,460円)
(週35時間、1日7時間分の勤務、それ以上は時間外勤務扱い。)
- (2)諸手当 特例手当(月額10,300円)、時間外勤務手当、通勤手当、夏期・年末手当
(令和4年度実績576,400円、初回調整あり)を規定に基づいて支給します。
- (3)休日等 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)及び土曜日
年次有給休暇10日
夏休(R5年7月～9月の間に実績7日)
結婚・忌引休暇・介護休暇(20日)・子の看護休暇(10日～20日)
- (4)勤務地 西宮市立留守家庭児童育成センター(育成センター)24ヵ所(60クラス)のうち
のいずれか。
- (5)社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険加入
- (6)退職金制度 あり
- (7)互助会制度 あり
- (8)勤務時間
- ① 月曜日～金曜日 通常の勤務は午前9時30分から午後5時30分まで。
(最大午後7時まで延長利用有) 延長勤務あり(時間外勤務)
 - ② 土曜日(所定休日) 月1回程度休日出勤あり。
午前8時または午前9時から午後5時15分まで(時間外勤務扱い)
 - ③ その他
小学校休業日(春・夏・冬休み等)は、原則として、午前8時または9時から午後5時30分まで(延長勤務あり)となり、いずれも通常勤務時間以外は時間外勤務(手当あり)になります。
 - ④ 学校行事開催等により勤務日・時間が変更になる場合があります。
 - ⑤ 休憩時間 原則1時間(12時～13時)
- (9)試用期間 採用してから6ヵ月間の試用期間あり
- (10)定年 60歳(希望する場合65歳まで年度契約で雇用延長可)
- (11)研修等 採用時研修、各種研修あり(集合研修、Zoom使用研修、VIDEO研修含む)
放課後児童支援員認定資格研修については、全員受講していただきます。

8. その他

- (1) 受験資格がない場合、および申込み記載事項を偽って記入したことが判明したときは、合格を取消します。
- (2) 採用までに、心身の故障により、職員としての適格性を欠くに至った場合、または職員となるにふさわしくない非行があった場合は、合格を取消します。
- (3) 試験結果についての問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承下さい。
- (4) 提出書類については、受験の有無、試験結果に関わらず返却できませんのでご了解下さい。

※加配代替指導員も募集中(時給1,275円) 詳しくは、お電話下さい!!!